

伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）  
に対する意見募集

案件名	伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）	
募集期間	令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）	
案等の公表場所	幼児教育課窓口と市ホームページ	
意見の提出方法	書面	幼児教育課幼児教育係（高層棟5階） 午前8時30分から午後5時15分まで ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。
	郵便	郵便番号 414-8555 住所 伊東市大原二丁目1番1号 伊東市役所 幼児教育課 幼児教育係
	ファクシミリ	0557-37-8117
	電子メール	youji@city.itō.shizuoka.jp
	記入様式	伊東市パブリックコメント意見提出様式.pdf 伊東市パブリックコメント意見提出様式.doc
お問い合わせ先	伊東市役所 幼児教育課 幼児教育係 電話 0557-32-1951	
募集の趣旨	<p>令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、子ども誰でも通園制度における乳児等のための支援給付制度が創設されました。これにより、特定乳児等通園支援事業を行う者が、特定乳児等通園支援を提供するに当たり従うべき運営の基準について、内閣府令で定める基準に従い又は参照して、条例で定めることとされました。</p> <p>本市においても、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として、乳児等通園支援事業を実施するため、条例を制定するものです。</p> <p>つきましては、伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）について、ご意見を募集します。</p>	
条例の案	伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）	
関連資料	その他、詳細については、お問い合わせ先へおたずねください。	